

# 遺贈によるご寄付

遺言により、ご自身の財産を特定の個人や団体に与えることを「遺贈」といいます。遺贈先として、立川市社会福祉協議会を指定いただくことで、立川市のさまざまな福祉課題を解決するための活動に広く役立てることができます。

ご生前

## 1 遺贈内容の決定 遺言執行者の決定

遺言の内容と遺贈先となる受遺者をお決めください。  
また、遺言者にかわって遺言書の内容を実行する遺言執行者をお決めください。遺言執行には相応の時間と手間、専門的な知識を要する場合がありますため、弁護士や司法書士等の**専門家・専門機関**の指定をおすすめします。

## 2 遺言書の作成

**法的に有効な遺言書**となるよう、**専門家**とご相談のうえ、作成することをおすすめします。

### 【遺留分について】

「遺留分」とは、配偶者、子、親などの相続人に、最低限保障された相続財産の受け取り分のことです。遺贈をご検討の際には、遺留分権利者に予めご了承いただくか、遺留分相当の財産を与えるなど、遺留分についてご配慮いただくことをお願いしています。

## 3 立川市社会福祉協議会へのご連絡 (遺言書の保管中)

遺贈先として立川市社会福祉協議会を指定された旨をお知らせください。  
ご希望により、活動紹介をまとめた広報誌等を定期的にお送りいたします。

ご逝去後

## 4 遺言執行と財産の 引き渡し

遺言執行者が遺言書にもとづき、指定の財産を立川市社会福祉協議会に寄付します。

## 5 立川市社会福祉協議会よりお礼状の 送付

書類送付をお受けいただける場合は、立川市社会福祉協議会から、お礼状・領収書をお送りします。

# 遺言書について

遺言者の死後における遺産の帰属や一定の身分関係(子の認知、相続人廃除)を定めるために、生前に作成される書面のことを「遺言書」といいます。民法の相続関係の規定にもとづき、正しい方式で作成する必要があります。遺贈の場合は「公正証書遺言」による方式をおすすめします。

## <遺言の種類について>

種類	要件	証人等	検認	保管方法
自筆証書遺言	遺言者が全文、日付、氏名を自書(署名)し、押印する ※封印は要件ではない 気軽にでき、費用もかからないが無効、紛失、偽造等のおそれがある	不要	必要 *1	自分で保管する、法務局で保管してもらう、または専門家や遺言執行者に預ける
公正証書遺言 *2	遺言者が口頭で告げた遺言の内容を公証人が遺言書にまとめ、遺言者に読み聞かせて確認する	公証人1人、 証人2人以上	不要	公証役場が原本を保管

\*1 法務局保管(2020年7月10日以降~)の自筆証書遺言は検認不要です。

\*2 公正証書遺言の作成場所は公証役場です。遺言書の作成について、ご自身で直接公証役場に依頼する場合と、弁護士などの専門家を介して公証役場に依頼する場合があります。

エンディングノートは遺言書の代わりにはなりません。

※エンディングノートとは

自身にもしものことがあったときに備えて、医療や死後の希望など、家族や周囲の人に伝えたいことを書き残すノートのこと。

法的に有効な形で自身の遺志を示したい場合は、エンディングノートとは別に、遺言書を作成しておく必要があります。



- ✓ ご自身がどのような資産をお持ちで、その資産をどのようなかたちで遺されたいか、ご確認いただくことが大切です。遺贈の検討や遺言書の作成は、専門家へのご相談をおすすめします。
- ✓ 寄付の受付は、現金のみとなります。不動産での遺贈寄付はお受けできません。
- ✓ 遺贈と聞くと大きい金額を想像する方も多いですが、金額の多寡は関係ありません。
- ✓ 立川市社会福祉協議会では寄付を強要することは一切ありません。

ご寄付に関するお問合せは下記よりご連絡ください

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 総務課 経営総務係

TEL:042-529-8300 FAX:042-529-8714

E-mail:info@tachikawa-shakyo.jp

ホームページ:<https://www.tachikawa-shakyo.or.jp/>

